

組合員等番号										注意点				
組合員氏名										(1) 育児部分休業等や年次休暇等の勤務実績を確定させてください。				
所属所名										(2) (1)の減額分が確定してから本証明書を作成してください。				
										(1)(2)を待たずして本紙の作成を行った場合、請求対象月の給与支給額が変動することがあり、組合員に育児時短勤務手当金を返還していただく場合があります。				
育児時短勤務の種類				請求対象月		請求対象月		請求対象月		請求対象月		請求対象月		
☐ 育児部分休業 ☐ 育児短時間勤務 ☐ その他（雇用保険法に規定する育児時短就業 等）				令和 年 月分		令和 年 月分		令和 年 月分		令和 年 月分		令和 年 月分		
本来支給額（減額前の支給額）				請求対象月の給与報酬額		請求対象月の給与報酬額		請求対象月の給与報酬額		請求対象月の給与報酬額		請求対象月の給与報酬額		
給料額		円	減 額 調 整 後 の 額 を 記 載		円	減 額 調 整 後 の 額 を 記 載		円	減 額 調 整 後 の 額 を 記 載		円	減 額 調 整 後 の 額 を 記 載		円
教職調整額		円			円			円			円			
給料調整額(又は教職加算額)		円			円			円			円			
扶養手当		円			円			円			円			
地域手当		円			円			円			円			
住居手当		円			円			円			円			
管理職手当		円			円			円			円			
産業教育手当		円			円			円			円			
定時制通信教育手当		円			円			円			円			
義務教育等教員特別手当		円			円			円			円			
時間外勤務手当		円		円		円		円		円		円		
通勤手当	①総支給額	令和 年 月支給	②ひと月あたり		円	②ひと月あたり		円	②ひと月あたり		円	②ひと月あたり		円
		円												
手当		円			円			円			円			円
合計				0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		

請求対象月の給与報酬額について証明します。

令和 年 月 日

所属所長又は
給与事務担当者もしくは給与支払者

職名

氏名

印

給与報酬支給額証明書

記入例：育児部分休業の場合

例: 4月から育児部分休業を取得した者に関して、5、6月分の証明をする場合。

育児時短勤務の種類		請求対象月		請求対象月	
☒ 育児部分休業 ☐ 育児短時間勤務 ☐ その他（雇用保険法に規定する育児時短就業 等）		令和 7 年 5 月分		令和 7 年 6 月分	
本来支給額		請求対象月の給与報酬額		請求対象月の給与報酬額	
給料額	200,000 円	減額調整後の額を記載	150,000 円	減額調整後の額を記載	150,000 円
教職調整額	8,000 円		6,000 円		6,000 円
給料調整額(又は教職加算額)	円		円		円
扶養手当	円		円		円
地域手当	24,000 円		18,720 円		18,720 円
住居手当	円		円		円
管理職手当	円		円		円
産業教育手当	円		円		円
定時制通信教育手当	円		円		円
義務教育等教員特別手当	円		円		円
時間外勤務手当	円		円		円
通勤手当	①総支給額	令和7年4月支給	②ひと月あたり	②ひと月あたり	
		60,000 円	10,000 円	10,000 円	
手当	円		円		円
合計			184,720 円		184,720 円

注意事項【記載方法について】

育児時短勤務にかかる給与報酬の減額が本来減額すべき月でない月から減額された場合は本来減額すべき月に減額があったとみなして記載してください。

ポイント どちらの時短勤務を取得したかによって本来減額すべき月は変わります。

育児短時間勤務：当月給与から減額

育児短時間勤務の場合

4月 5月 6月

育児短時間勤務取得期間

(本来額) 給与支給額 20万 20万 10万 15万

減額後の支給額(当月調整)

給与減額処理 なし ▲5万(5月分) ▲5万(6月分)

当月で減額されていないため要調整 ▲5万(4月分)

→ 上記の例では、5月に2ヶ月分減額されているため、4月15万円、5月15万円と調整し請求します。

育児部分休業：翌月給与から減額

育児部分休業の場合

4月 5月 6月 7月

育児部分休業取得期間

(本来額) 給与支給額 20万 20万 20万 10万 15万

減額後の支給額(翌月以降調整)

給与減額処理 なし なし ▲5万(5月分) ▲5万(6月分)

翌月で減額されていないため要調整 ▲5万(4月分)

→ 上記の例では、部分休業開始月の4月は給与の減額はありません。5月分は6月に2ヶ月分まとめて減額されているため、5月15万円、6月15万円と調整し請求します。

(4) まとめて支給されている場合、①にはその支給月と総支給額を、②は①÷複数月の値を記載してください（1円未満の端数は最終月で調整）。
戻入がある場合は戻入後の調整額を①に記載し、②を求めてください。
通勤手当が単月支給の場合は、①・②に同額を記載してください。

(5) 育児時短勤務手当金請求書（給付様式第10-12号）の「組合員記入欄」の「請求対象月の給与報酬支給額」と一致させてください。

右側の例だと、6月に4月分の減額がなされていますが、本来であれば5月に減額されるため5月に減額があったとみなして証明する必要があります。

給与報酬支給額証明書

記入例：育児短時間勤務の場合

例：4月から短時間勤務を取得した者に関して、4、5月分の証明をする場合。			
育児時短勤務の種類		請求対象月	請求対象月
☐ 育児部分休業 ☒ 育児短時間勤務 ☐ その他（雇用保険法に規定する育児時短就業 等）		令和 7 年 4 月分	令和 7 年 5 月分
本来支給額		請求対象月の給与報酬額	請求対象月の給与報酬額
給料額	200,000 円	150,000 円	150,000 円
教職調整額	8,000 円	6,000 円	6,000 円
給料調整額(又は教職加算額)	円	円	円
扶養手当	円	円	円
地域手当	24,000 円	18,720 円	18,720 円
住居手当	円	円	円
管理職手当	円	円	円
産業教育手当	円	円	円
定時制通信教育手当	円	円	円
義務教育等教員特別手当	円	円	円
時間外勤務手当	円	円	円
通勤手当	①総支給額	令和7年4月支給額	②ひと月あたり
		60,000 円	10,000 円
手当		円	円
合計		184,720 円	184,720 円

注意事項【記載方法について】

育児時短勤務にかかる給与報酬の減額が本来減額すべき月でない月から減額された場合は本来減額すべき月に減額があったとみなして記載してください。

ポイント どちらの時短勤務を取得したかによって本来減額すべき月は変わります。

育児短時間勤務：当月給与から減額

育児短時間勤務の場合

4月5月6月

育児短時間勤務取得期間

(本来額) ↓ ↓ ↓

給与支給額 20万 20万 10万 15万

減額後の支給額(当月調整)

給与減額処理 なし ▲5万(5月分) ▲5万(6月分)

当月で減額されていないため要調整

▲5万(4月分)

→ 上記の例では、5月に2ヶ月分減額されているため、4月15万円、5月15万円と調整し請求します。

育児部分休業：翌月給与から減額

育児部分休業の場合

4月5月6月7月

育児部分休業取得期間

(本来額) ↓ ↓ ↓ ↓

給与支給額 20万 20万 20万 10万 15万

減額後の支給額(翌月以降調整)

給与減額処理 なし なし ▲5万(5月分) ▲5万(6月分)

翌月で減額されていないため要調整

▲5万(4月分)

→ 上記の例では、部分休業開始月の4月は給与の減額はありません。5月分は6月に2ヶ月分まとめて減額されているため、5月15万円、6月15万円と調整し請求します。

- (4) まとめて支給されている場合、①にはその支給月と総支給額を、②は①÷複数月の値を記載してください（1円未満の端数は最終月で調整）。
- 戻入がある場合は戻入後の調整額を①に記載し、②を求めてください。
- 通勤手当が単月支給の場合は、①・②に同額を記載してください。
- (5) 育児時短勤務手当金請求書（給付様式第10-12号）の「組合員記入欄」の「請求対象月の給与報酬支給額」と一致させてください。

育児短時間勤務の場合、取得した初月から給与が減額されます。右側の例では4月分が5月にまとめて減額がされていますが、4月に減額があったとみなして証明する必要があります。

右側の例では、5月に2ヶ月分減額がされていますが、本来であれば1ヶ月分の減額でよいため、5月分だけ減額があったとみなして証明する必要があります。